

## 平成26年第2回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年2月25日(火)  
午前9時30分 から 午前11時06分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(12名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番		12番	
13番	春本一喜	14番	
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(3名)

11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
14番	山下時義		
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第40号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について
  - 日程第4. 議案第41号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。2月20日は農業委員全体研修会にご参加いただきありがとうございました。それでは定刻になりましたので、ただ今から平成26年第2回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 はい、皆さん、おはようございます。先程あの賞状の授与という事で、今事務局の方からありましたとおり、先般県立劇場コンサートホールで開催されました農業委員会全体研修会にご参加をいただきまして誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。  
私たち苓北町農業委員会も優良活動表彰事業の中で農業者年金加入推進部門で栄えある受賞をいただいたところでございます。皆様の努力と協力を深く感謝申し上げます。今後農業者年金推進と農業新聞加入の推進につきましても更に協力をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくをお願いを致します。

事務局 ありがとうございます。  
本日は、11番塚田修彦委員さん、12番渡邊和人委員さん、14番山下時義委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、それでは、13番の春本一喜委員さんと1番の田中安雄委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局

の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2．議案第39号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2．議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は芥北町坂瀬川の畑1筆35㎡です。転用の目的は墓地です。転用しようとする理由の詳細は、現在、申請人の実家の墓地は敷地が狭くこれ以上の納骨は困難な状況であり、また、実家から離れたところにあるため、今後遺族が高齢化する中で墓参のための行き来が困難になることも予想され、実家近くに適当な場所を探していた。申請地は、申請人の実家に近い場所で現在は果樹を植えてあるが、今後は維持管理も難しいことから、墓地の候補地として選定したものである。他に代替となる土地も無いことから、今後は墓地として管理したい。というものです。場所及び資料につきましては4ページから12ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。 以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。皆様方ご存じのとおり墓地につきましては以前は農業委員会の方で行ってございましたけれども、現在は生活環境課（実際は水道環境課）の方に10年くらい前に移行しまして、この墓地については保健所の許可が必要でございまして、以前相当議論したことがございます。分家の家庭におきましては新たに仏さんができた場合に墓地を新設できんならもう勝手に作る他

に方法がないんじゃないかという事が色々な話がありまして農業委員会でも以前色々な事で協議をした経緯がございます。今回は私も開会前に事務局とご相談を致しましたが、これは共同墓地というようなことで保健所からも管理組合ていうかそういうこと形成を致しまして墓地にすると、私たちの農業委員会ではもう墓地の方ではなくて墓地に転用という転用の事で本日議題に上げさせていただいた訳でございます。まあそういう事で墓地につきましては久しぶりにこういう転用のあれが上がってきたわけでございますが、皆様方のご意見を頂きながら転用させていただきます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

5 番 はい。

議長 はい、どうぞ。

5 番 あのうこの申請者は熊本にお勤めなんですけど、実家にはですねお母さんと申請者の妹さんご夫婦と子供さんと4人が実家に暮らしていらっしゃいます。申請地は実家の方の一段上になりまして、現在批把の木が何本か植わってございましたけど、批把もあんまり老木になって小さくなっているような現状ですけど周りは良く草も払われてきれいに整地されてかなり今のところ手狭で今度転用の許可をいただいて墓地を建てたいということでした。以上のような現状でございました。

議長 はい、ありがとうございます。えー事務局の坂本さんこの共同墓地関係の方の管理組合かなんかを作るとこれちょっと一言お話しできますか。

事務局 はい。

議長 はい、どうぞ。

事務局 今回墓地の転用ということで先程の許可は会長が申されたとおりの保健所の管轄になっております。保健所の方にもですねこの方が墓地の申請をされているかどうかを含めて確認を入れたところですねまだ申請までは至ってませんが、協議を何度かされているということでその中で以前は私たちの考え方で共同墓地ということで2基以

上の墓碑がないといけないと認識しておりましたが実際は一つの墓碑をです管理組合を作って共同で管理をするということであれば墓地の申請を認められる。というふうな見解を聞いております。そういった事で申請人さんにも管理組合を作って下さいということは重々申しているのでは書類整えて申請をしていただければ審議できる状態にあるということでしたので、今回は申請書を受理させていただきました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

9 番 ちょっとよかですか。

議 長 はい、どうぞ。

9 番 管理組合というのは家族だけでもよかとですか。

事務局 親族とかです何々家ということで親族で管理をしますよというような管理組合を作って一つの墓碑を管理していきますという解釈でいいという、あくまでも2つ3つと墓碑がなければいけないということではないということは確認しております。

5 番 もう一つ言い忘れておりました。

議 長 はい、どうぞ。

5 番 200メートル以内にご近所の家があるんですね。そちらの方の全部同意書はいただかれているということでした。元々の墓が〇〇家ということで一括まとまっているんですね。そこが本当に納骨堂を建てられなくらい狭いところで、一軒一軒下がってさされてますので共同管理というのは私もお尋ねしなかったんですけどちゃんと意見がまとまっているのは現実です。

議 長 はいどうぞ。〇〇さん。

3 番 はい、ちょっと繰り返しになりますけど確認させていただきます。そうずっと個人的に墓地を自分の所有地に不便だから造りたいということになれば個人的には許可は絶対できないということですか。

議 長 はい、どうぞ。

事務局 一応保健所の見解では個人では今許可は難しい。それで共同と  
いうことで今言っている管理組合を作ったりとか若しくは2件以上  
で2つ、3つ造るということあと一つの要件として半径200メー  
トル以内の方の全ての同意を得られている。という諸々の条件があ  
ります。一軒の家で一基だけというのは難しいようです。

3 番 これはですねこう言ったらあれですけどもやはり転々と見受けら  
るっつですよ。個人的に現在建立してる墓地あたりが、今は昔と違  
って火葬ですから差し支えないと思いますけどもやはりそういった  
無許可と言うことになっつてすたいね。墓地として自分の所有地で  
あっても申請は絶対通らないような現状ですたいね。

議 長 ○○さんのご意見のように以前は保健所が共同墓地にせんと認め  
んというようなことで途方に暮れられた家庭があったわけです。だ  
けん許可せんとなら自分の畑の近所に無許可で造らなしようがない  
じゃないかと言うことで建立をされたケースが荅北町にもかなりあ  
ります。それで今回の保健所の見解は私は共同墓地の管理組合を親  
族家族等で設立をしてやるということになれば大変ありがたいこと  
ではないかと。例えばこの○○さん以外の方でも今後墓を造る場合  
には保健所の方に管理組合の設立をすぐしますよということで申請  
をしたら許可が下りてくるんじゃないかなというような感を事務局  
と話している中で私も持ちました。今までは2基以上造らな絶対駄  
目ですよというようなことでした。そうすれば簡単にできる問題で  
もございませんし今回の保健所の判断は私たちにとりましても明る  
い兆しが見えたような感じを受けたような訳でございます。委員皆  
さんが今後町民の方が墓地の新設をする場合にお尋ねになられたと  
きはこう言う親族家族で管理組合を設立するようにして保健所に許  
可を取っていただくと許可がおりますよと言うようなご指導をして  
いただければありがたいんじゃないかなと思います。他にご意見はご  
ざいせんか。

事務局 会長

議 長 はい、どうぞ。

事務局 補足で説明させていただきます。今のケースですね今回は農地に墓地を建てたいということで農地の転用許可これは農業委員会の管轄であって墓地は先程申し上げましたとおり保健所の管轄です。どちらか一方だけの許可と言うことでは事業は進みませんので、農地転用の許可を出すに当たっては保健所が確かにこの状態で許可が出せるかというところが非常に重要になってくるかということで、先程も申し上げましたとおり事前に確認を入れさせてもらいました。未だ申請書までは出てないけれど申請書を出されれば許可ができるように充分協議をされてあるということでしたのでこの転用申請、審議に至ったというところでは、今後も今の話のようにご相談があった場合は必ず保健所の許可が見込めるのかどうか、ないと転用許可申請自体が受け付けられないという事になりますので、一方だけ転用許可したのに保健所の許可が得られなかったということではいけませんので今後充分確認して申請自体受け付けて良いものかどうか判断をしていきたいと思えます。以上です。保健所へ許可申請をしたという証をもって県の方へ転用許可申請を出すという手続きになります。

議長 はい、ありがとうございました。

13番 ちょっと良いですか。

事務局 はい、どうぞ。

13番 今、話で一応農地に対しては農業委員会の許可ということですが農地以外の例えば山なんかになりますねそういう場合はこの許可はいらなくても直接保健所あたりとの交渉ということになるわけですかね。

事務局 墓地を設置したい場合は保健所の許可というのはどこであってもありますので。

13番 そういう場合は届出みたいなかたち。

事務局 いえ、同じ許可申請ですので、届出ではなく許可申請なのでちゃんと認めともらわなくては設置はできないということになります。

- 13 番 はい、わかりました。
- 議長 いま、〇〇さんのご意見ございましたが、苓北町の方では生活環境課（実際は水道環境課）が管轄でございますので、生活環境課にご相談いただいてそして今お話しのとおり保健所の許可をいただくと、いきなり保健所に行かなくても一応生活環境課の方で相談されてですね、今回は農地でございますので4条の農地転用の方にして後の墓地の方は生活環境課保健所の方で対応していただくということでございます。
- この件につきましての賛成の方の挙手を求めます。
- （全員賛成）
- 議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付致します。
- 続きまして日程第3、議案第40号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを議題と致します。
- 事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい。日程第3、議案第40号農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご説明致します。
- 今回3回に亘り苓北町長から判断依頼が参っております。
- まず1件目ですが議案書の14ページをお開き下さい。
- 平成26年2月4日付けで農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が苓北町内田、苓北町年柄の61筆の農地について農業委員会会長宛にございました。この通知に基づき今回議案書の27ページと28ページの現況調査票のとおり調査を行っております。この農地につきましては、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興区域の農用地区域内と区域外の農地であります。
- 以上でございます。
- 議長 はい、ありがとうございます。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いを致します。



す。

10 番 はい。

議長 はい、どうぞ。

10 番 このことにつきまして2月12日、2月19日田中委員さん渡邊委員さん、自分と事務局の坂本さんと田尻さんで回りましたが、当該地につきましては、以前野菜畑やミカン畑等として利用されていた農地でありましたが、長年にわたり耕作されていないために竹や雑木などが生い茂り荒廃している。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であり、かつ農地へ復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから一部を除き農地としてはみなさないことで一致しました。なお、39につきましては、野菜が植えられ現在も管理されており7、40については現在作付はされていないが耕起すれば作付可能な状態であるため農地と判断致しました。

また、36、38については、過去に転用許可を受けずに植林が行われたことが判明したため（土地所有者に聞き取り、農家台帳で確認）、追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導し今回調査の判断対象外とした。

以上の観点から、1から6、8から35、37、41から61の農地については非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了致しました。終わりです。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員の小野さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地に該当しない旨のご意見がございました。この件につきまして他にご意見がございましたら挙手をお願い致します。

8 番 はい。

議長 はい、どうぞ。

8 番 只今の小野さんの方からのご発言のとおり私もそれに参加して参りました。色々こう以前が農用地でだったと考えられないような状態に茂ってしまっております。あれを簡単に一定の協議で変えるというふうにはいかないじゃなかろうかと非常に難しい問題じゃないかなと考えてきたわけです。各区か地区がある程度集まって協議をした上で農業委員会にも意見として申し上げる。という方法をとらなければ簡単に農地だどうだというのを我々委員の方で決定するのは非常に困難だなどと思って参りました。そういう事です。

議 長 只今の田中委員さんのご意見に対し事務局から何かご意見ございますか。

事務局 今回の委員のご意見はこの非農地であるか農地であるかの判断をこの場だけでして良いのかということによろしかったですか。

これはですね国の方で指針の方にもありますけれど、農林水産省のほうでですね、農林水産省経営局長通知の中に判断基準が示されておりますその中で町が耕作放棄地の全体調査で町の農地全筆の状況調査をしてその中でこれは荒れてしまっているのではないかと判断をしております。そういう所をですね実際農業委員がですね一人以上場合によっては3人以上立ち会いの下で現地調査を行いその結果をもって農業委員会総会の場で審議をする。その結果この場で非農地であるという判断をしていただければそれは農地から外しているということで通知の中で要領を定められております。

議 長 はい、今事務局のほうからご説明がありましたように委員さん調査をしていただきましてその農地、非農地の判断をするということでございますので田中委員さんよろしゅうございますか。

事務局 会長

議 長 はい。どうぞ。

事務局 重ねて補足なんですけど今のように私どもの農業委員としましてはこの場で非農地であるという判断までは確かに行います。その結果ですね事務局の方からは対象農地の所有者の方に判断をされましたという通知を今後差し上げますが、その結果その農地の地目を農地から原野なりへ地目を変えていくかは所有者さんの判断であって農

業委員会の方ですねその結果をもって自動的に変えるということではありませので、最終的な地目を変えるか変えないかの判断は所有者さんに委ねられるということ補足させていただきます。

議 長 はい、そのようなことでございますのでよろしくお願い致します。  
61筆中56筆につきましては農地に該当しないということでございますので賛成の方の挙手をお願いを致します。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、農地に該当しないということに決定をします。  
続きまして、2件目について事務局より説明をお願いを致します。

事務局 はい、議案書の29ページをお開き下さい。  
平成26年2月7日付けで農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が都呂々の36筆の農地について農業委員会会長宛にございました。この通知に基づき今回議案書の37ページと38ページの現況調査票のとおり調査を行っております。この農地につきましては、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興区域の農用地区域内と区域外の農地であります。  
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。本件につきましては同じく農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いを致します。

6 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

6 番 2月17日小雨の中、僕と福山委員さん、事務局の坂本さん、田尻さん4人で現地確認をして参りました。当該地につきましては、

以前野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないために竹や雑木が生い茂り荒廃していました。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地であり、かつ農地として復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから一部を除き農地とはみなさないことで一致をしました。なお、1～4、6、9～16、25～27、35、36については、過去に転用許可を受けずに植林が行われたことが判明したため、追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導し今回調査の判断対象外と致しました。

以上の観点から、5、7、8、17～24、28～34の農地については非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了致しました。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当の福田委員さんから事務手続き第3の1により一部の農地を除きその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから農地に該当しない旨のご意見がございました。この件につきましては他にご意見がございましたら挙手をお願い致します。

議 長 他にご意見は。  
はい、どうぞ。

6 番 地権者の方は現在は地元に住んでいない方が多くですね、これは農業委員会とは別なんですけど納税組合の固定資産税の払い込みの納税組合の方はですね死亡された方とかその辺の振り分けがですね大変困っておられますのでなるべく早く名義変更とか地目変更とかされれば納税あたりに関しても楽になってくるんじゃないかと思われれます。

議 長 はい、一応調査の結果については事務局から地主さんの方に連絡していただくわけですね。えー36筆中18筆につきまして農地に該当しないということに賛成の方の挙手をお願いを致します。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので、農地に該当しないということ

に決定をします。

それでは3件目に入ります。春本委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件が含まれております。従いまして農業委員会法第24条の議員（事）参与の制限により当該議案の審議開始から審議終了までの退室をお願い致します。

(春本委員退室)

議長 それでは事務局より説明をお願いを致します。

事務局 はい、議案書の39ページをお開き下さい。

平成26年2月12日付けで農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が富岡の54筆の農地について農業委員会会長宛にございました。この通知に基づき今回議案書の47ページと48ページの現況調査票のとおり調査を行っております。この農地につきまして、農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議をしていただくものです。また、対象農地は農業振興区域の農用地区域内と区域外の農地であります。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準の中で、現況確認につきましては、第2事務手続き4において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされております。そこで担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員より説明を致します。私が担当委員となっておりますので調査の報告を致します。

富岡の方は春本委員さん、山本委員さんにご協力をいただきまして事務局の方と調査を致しました。当該地につきましては、以前野菜畑等として利用されていた農地でありましたが、長年にわたり耕作されていないため竹や雑木などが生い茂り荒廃しておりました。現状からは、作業道がなかったりあっても細いため人力及び農業機械では耕起、整地は不可能と思われ基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画されていない土地でございます。かつ農地として復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから一部を除き農地とはみなされないことで一致しました。なお、4, 20, 49については野菜が植えられて現在も管理されており、36については現在作付はされていないが耕起すれば作付可能な状態

であるため農地と判断しました。また、48については過去に転用許可を受けずに植林が行われた事が判明したため（土地所有者から話を聞き、農家台帳で確認致しました。）追認案件として今後転用申請をしていただくよう指導し今回調査の判断を対象外と致しました。以上の観点から、1～3、5～19、21～35、37～47、50～54の農地につきましては非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了致しました。

この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

議 長      ごさいませんか。無いようでごさいますので、54筆中49筆につき農地に該当しないということに賛成の方の挙手をお願いを致します。

（全員賛成）

議 長      はい、全員賛成でごさいますので、農地に該当しないということに決定を致します。それでは春本委員さんの入室を許可を致します。

（春本委員入室）

議 長      続きまして日程第4議案第41号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局     はい、日程第4．議案第41号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。51ページをお開き下さい。

新規設定で5件ございませす。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はレタス、水稻作付です。期間は6年10ヶ月です。52ページをお開き下さい。転貸で5件ございませす。新規設定で農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。利用権を設定する土地、地番、地目、地積、利用権の種類、利用内容につきましては議案記載のとおりです。期間は6年10ヶ月です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でごさいませす。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。  
ございませんか。  
無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。  
議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いを致します。

事務局 その他の事項につきましてご説明致します。

- 1 農地改良届について
- 2 農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について
- 3 平成26年度農業労働賃金の検討について
- 4 その他

次回農業委員会総会予定

平成26年 3月25日(火) 午前9時30分

議 長 これをもちまして平成26年第2回の農業委員会総会を閉会致します。どうもお疲れ様でした。

閉会午前11時 6分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

